

委員会提出議案第13号

学校給食無償化の早期実現を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和7年12月19日

岩倉市議會議長 須藤智子様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 水野忠三

学校給食無償化の早期実現を求める意見書

日本国憲法第26条は、「義務教育は無償とする」と明記されており、教科書は無償になっている。一方、学校給食法第11条で学校給食費は保護者負担とするとして、保護者負担となっている。

小中学生を持つ保護者は、給食費以外に、習字や絵具などの教材費、体操着などの教育費の負担が重くのしかかっているうえに、高物価で経済的に苦しい状況に陥っている世帯が増え、世帯収入による教育格差が広がっている。また、物価高騰のため給食費の値上げまたは給食の質の低下を招いている自治体もある。約9人に1人の子どもが貧困状態になっており、子どもの育ちを保障するうえで給食の役割は大きい。

令和6年6月12日、文部科学省は547の自治体が学校給食の無償化を実施していることを公表した。学校給食無償化を求める声の高まりにより、全国ベースで実施が進められている。

国においては、令和8年度より小学校における学校給食費の無償化を実施する方向であるが、学校給食費の無償化は、子育て世代の負担軽減策として大きな期待が寄せられており、学校現場で給食費を徴収している教職員の負担軽減の観点からも大いに有効性を発揮するものとして、実現されるべき政策である。

以上のことから下記事項の実施を強く求める。

記

国の負担で、学校給食費の無償化を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学

大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）